

第 177 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課管理係

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 29 日（火）午後 2 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長：横田樹広
委 員：内野聡美 上月とし子 関洋一
高桑力也 花野耕一 井口良男
西貝嘉隆 福島孝人 木内幹雄
中村文俊 しばたさちこ 倉田れいか
のむら説 岩瀬たけし やない克子
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 次 第
 - 1 開会
 - 2 新任委員紹介
 - 3 区職員出席者紹介
 - 4 審議事項
 - (1)ねりまの名木第 76 号（三宝寺のアカマツ）の解除について（諮問第 213 号）
 - (2)ねりまの名木第 2 号（加藤家のケヤキ）の解除について（諮問第 214 号）
 - 5 報告事項
 - (1)保護樹林の新規指定について
 - (2)保護樹木の指定解除について
 - 6 その他
- 7 会議内容

会長 ただいまから第 177 回練馬区緑化委員会を開催いたします。

それでは、事務局から本日の配付資料の確認と、委員の出席状況等について報告をお願いします。

事務局

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。
ございます。

私はこの4月にみどり推進課長に着任いたしました
星野と申します。よろしくお願ひします。

本日の資料を確認させていただきます。

(配布資料の確認)

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席人数は
16名です。委員の過半数が出席していますので、練馬区
みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第6条第2項に
基づき、委員会は成立しています。

会長

それでは、次第2 新任委員の紹介についてです。

事務局

6月5日付けで、区議会から委員の選出がありました。
新たに委嘱した委員を紹介します。

(新任委員の紹介)

会長

次に、次第3 区職員出席者紹介についてです。

事務局

区の出席者に人事異動がありましたので、紹介します。

(区職員出席者の紹介)

会長

それでは次第に沿って進めてまいります。

次第4 審議事項について移らせていただきます。

今回は2件ございます。

まずは、「(1)ねりまの名木第76号(三宝寺のアカマツ)
の解除(諮問第213号)」についてです。

事務局から説明をお願いします。

事務局

今回、ねりまの名木の解除申請が2件ありましたので、
みどりを愛し守りはぐくむ条例第10条第1項第3号に
基づき諮問するものです。まず、1件目は、三宝寺境内に
位置するアカマツで、名木の指定は平成6年4月1日
です。アカマツとしては区内有数の大きさであることから、

指定されています。

解除理由は、幹ほどの太さのある大きな太枝が縦に裂けてしまい、その大きな亀裂が幹にまで及び、樹木の状況と樹木医の診断を総合的に勘案し、やむを得ず緊急に伐採を行いました。

三宝寺は江戸時代に三代将軍徳川家光が鷹狩りの際、休息に立ち寄ったといわれる由緒あるお寺として知られ、このアカマツはその頃から既にあったものと推定される老木でした。

区では、定期的に樹木医による樹木診断を行っており、直近では令和4年に診断を行いました。健康状態は良好であり、特に問題は見つかりませんでした。

伐採までの経緯ですが、5月30日に太枝の折損が起きたと思われ、6月4日に区へ連絡がありました。同日、職員による現地調査を行い、さらに、樹木医による診断も行った結果、倒木の危険性が高いとのことでしたので、所有者の希望もあり、安全面を考慮して、やむを得ず伐採を行いました。

樹木医によると、過去の台風などにより幹と太枝上部に小さな剥離が生じ、今回、強風、雨、太枝の重みが保持力を上回ったため、剥離していた部分から折損したのではないかとの見解でした。

所有者である三宝寺に対しては、後継樹などの代替補植をお願いしています。また、今回のアカマツは所有者のほうで再利用を検討しています。

会長 何か質問、意見等がありますか。

A 委員 ねりまの名木は、いつ、どのようなかたちで指定されて、今、何本程度あるのかを説明いただけますか。

事務局 名木につきましては、平成6年4月1日に指定しました。現在、残っているものは78件になります。本数ではなく、エリア一帯でカウントしていることもありますので、件数としています。

A 委員 平成6年の指定件数は107件だったと私は理解しています。ねりまの名木が指定されてから30年以上が経って

いる中で、新たにねりまの名木に指定すべきものがあるかもしれないし、あるいは名木を残していくための丁寧な支援について考えるときが来ているかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

事務局

名木は、様々な理由によって、件数は減ってきている状況です。現段階では、今後の方針について、お示しはできませんが、あり方をどうしていくか、また、保全をどうしていくかを検討していきます。

A 委員

名木選定委員会を設置し、その中で区民の推薦を受けた樹木を審議のうえ、名木に指定した経緯があると伺いました。そのため、非常に大切なものだと思います。これからどうやって残していくかということも含めて、名木のあり方を検討いただけたらと思います。

会長

ほかにいかがですか。

B 委員

再利用を検討されていると報告いただきましたが、これは区から提案されたのか、所有者が自ら提案されたのか、その経緯と、今後どのように再利用されるのかを教えてください。

事務局

区から所有者に、「今後どのようにされますか」とお尋ねしたところ、御神木のように思われていた立派な名木であったことから、「ぜひ再利用をしたいと考えています」とのお答えをいただきました。

ただし、生木の状態では、すぐに再利用するのは難しいため、適切に乾燥等を行い、材として再利用できる状態になった段階で、活用方法を検討したいとのことです。

B 委員

場所的にも地域で長く愛されてきた名木の一つだと思いますので、一番は所有者の土地の中で再利用していただくのがいいかなと思います。木も大きかったことですし、石神井公園駅の観光案内所も近くにありますので、もし連携できるようなことがあれば、引き続き愛される品物として地域の方に還元していただけたらうれしいなと思います。

会長

ほかによろしいですか。

発言がなければ、「(1)ねりまの名木第 76 号（三宝寺のアカマツ）の解除（諮問第 213 号）」について、改めてお諮りいたします。

諮問第 213 号につきましては、承認することの異議はなしでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会長

特に異議がないようですので、承認といたします。

続いて、「(2)ねりまの名木第 2 号（加藤家のケヤキ）の解除（諮問第 214 号）」について、審議に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

2 件目は、土支田 4 丁目の民有地にある加藤家のケヤキの解除についてです。こちらの名木も指定は平成 6 年 4 月 1 日です。このケヤキは、白子川沿いにある加藤家の屋敷林にあります。樹齢数百年と推定され、詳しいことは所有者にもわからないとのことですが、それほど古くからある大ケヤキであり、特に幹の上部が三又に分かれており、独特な形であることから、ねりまの名木として指定されたものです。

区では、定期的に樹木医による樹木診断を行っており、直近では令和 4 年に診断を行い、根株や幹、樹皮の空洞や腐朽が確認され、樹木としての健康状態は芳しくない、という結果でした。また、平成 26 年に土壌改良を行ったほか、昨年は令和 4 年度の診断をもとに、所有者と樹木の保全について協議を進めていたところです。

今回の経緯ですが、6 月 20 日に太枝の折損が起き、同日に所有者から区へ報告があり、職員による現地調査を行いました。樹木の状態を確認したところ、腐朽がかなり進行してスポンジ状に柔らかくなっている状態であり、腐朽が今回の折損の原因と思われました。

また、残りの太枝や幹についてもかなり腐朽が進んでおり、倒木の危険性があると想定されたため、6 月 21 日に樹木医による緊急の樹木診断を実施しました。

診断の結果、根元や幹の 3 分の 1 以上において樹皮の

枯死や腐朽が確認され、また根株には空洞があり、太枝の折損によって樹勢も大きく崩壊し、回復の見込みがなく、今後、倒木の危険性が高かったため、所有者と協議の結果、安全性を鑑み、やむなく伐採することになりました。

なお、今回、腐朽して折れてしまった太枝から、若い枝が生えてきたため、所有者のほうでこの若い枝を後継樹として育てるべく、現在挿し木にして大切に保管いただいているところです。

以上の経緯を踏まえまして、本件につきましては、大変残念ではありますが、本委員会に対して解除を図ることといたしました。

会長 何か質問、意見等がありますか。

C 委員 ねりまの名木に指定されると、樹木医の診断を受けられると思いますが、直近の樹木医診断がいつ頃だったのかなども含め、大枝が折損するまでの経緯を教えてください。

事務局 樹木医の診断は、直近では令和4年に実施しています。その際にも健康状態は芳しくないとのことでしたので、所有者のほうで土壌改良などの対策が打てないかという相談を区から昨年にしていたところです。また、腐朽がかなり進行していたということもあり、樹木医からも延命させるのは難しいと話がありました。

C 委員 直近の樹木医診断で状態が良くないと診断された名木がどの程度あるのかを教えてください。

事務局 状態がかなり悪いものが全部で3本あります。そのほかには、やや不良が7本あります。

名木自体が全体的に老木化していること、また、近年の環境等によるダメージを受けているのか、診断をすると全体的にあまりよくない状況になっています。

C 委員 枝折れなどによる被害の心配もあるため、引き続き適切な対応をお願いします。

会長 ほかにいかがですか。

D 委員 木にも寿命がありますので、今後そのような傾向は増えていくと思います。それに対し、区による補植などの支援はないのですか。

事務局 現在、剪定や土壌改良等を含めた補助を実施し、延命や保全については、所有者と協力しているところです。
本数が減ってきている現状も踏まえ、今後の名木のあり方については、今後検討していきます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

E 委員 名木の保全に関連して、名木の存在をより区民に P R する必要があると思います。みどり推進課ではリーフレットを作成して、P R に努めていることは承知していますが、例えば名木の写真コンテストの実施などによってより関心を持ってもらうような取組をしてみるのはいかがでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。
名木については、パンフレットやチラシ、ホームページでの紹介をしているところです。いただいた内容も含めて、名木をより P R できるように考えたいと思います。

会長 ほかにいかがですか。

F 委員 樹木医の診断結果において、どの程度まで樹木の腐朽空洞率が進行してしまったら、ある程度の手だてによってその進行が抑えられるのか、また抑えられないのかを教えてください。

事務局 一度腐朽した樹木が大きく改善することは難しいと聞いています。
また、危険木の判断は、腐朽率 50% を基準としています。

F 委員 先ほど話に出ていた土壌改良では、大きな改善は見込めず、あくまで進行を抑える程度のものなのではないでしょうか。

事務局 土壌改良は、弱っている樹木の樹勢を回復させるために、栄養を与えるなどの支援を行い、樹木自らの力で保全できるよう手助けするものです。

また、剪定についても、適正に実施することで樹木を保全することができます。

会長 ほかにいかがでしょうか。

G 委員 先ほど意見があったように、名木の存在を区民があまりよく知らないのではないかと思います。名木ツアーのような、練馬ならではのみにどりに特化したものを打ち出していくのも1つの手だと思っています。

名木は土地も必要であり、相続による土地利用で伐採されてしまうパターンも多いです。一方で、最近では世界的に盆栽が注目をされています。中には、樹齢300年以上のものや武田信玄が所有していたものもあります。区の中でそのような名木に値する盆栽を所有している方がいるかどうかのリサーチを今後進めていくのも面白いと思います。名木ツアーと一緒に盆栽を見られるきっかけがあれば、海外の方にも人気が出ると思いますし、今後の土地利用により、狭くなっていかざるを得ない状況の中で、盆栽に着手できる人も増えていくのではないかなとも思います。そういった部分の視点も今後入れて、練馬のみどりをアピールしていくのはいかがでしょうか。

事務局 ご意見ありがとうございます。

いただいた内容も含めて、練馬のみどりの保全やPRを考えていきたいと思っています。

会長 ほかによろしいですか。

発言がなければ、「(2)ねりまの名木第2号（加藤家のケヤキ）の解除（諮問第214号）」について、改めてお諮りいたします。

諮問第214号につきましては、承認することの異議はなしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長

特に異議がないようですので、承認といたします。
続いて、次第5の報告事項に移ります。
まずは、「(1)保護樹林の新規指定」について説明をお願いします。

事務局

前回の緑化委員会以降、保護樹木の新規指定は4か所、8本です。

区では、幹周や生育環境など一定の要件を満たす樹木を保護樹木として指定し、300平方メートルを超える樹林地については、保護樹林に指定し、剪定などの維持管理に係る経費について補助金を交付しているところです。

1番と2番は、光が丘5丁目のマンション敷地内のイヌシデ1本とケヤキ1本です。

3番は、光が丘3丁目のマンション敷地内のケヤキ1本です。

4番から6番は、春日町3丁目の寿福寺のシラカシ2本とシラカシとムクノキの合体木の1本、計3本です。

6番の樹木については、シラカシとムクノキの異なる樹木が接近して植えられ、それがそのまま生育して、接触する部分が癒着・結合し、1本の樹木になりました。2本の異なる樹木ではありますが、今回は合体木という1本の樹木として指定します。

7番から8番は関町南4丁目のマンション敷地内のサクラ1本とヒマラヤスギ1本です。

いずれも調査の結果、条件を満たしているため、保護樹木として新規指定しました。

会長

何か質問、意見等がありますか。

H委員

保護樹木に新規指定されると、どのような情報が登録されるのかを教えてください。

事務局

保護樹木に登録された場合には、規則上、台帳を作成して管理することになっています。現在、住宅地図をベースにした台帳とデータベース上の台帳の2種類を作成し、管理しています。

H 委員 世の中では、デジタル化が推進されていますし、利活用をしやすくなるメリットがあると思うので、効率化や有事の際に備えてデジタル化をご検討いただければと思います。

事務局 ご意見ありがとうございました。
 このような台帳の管理には、デジタル化が適していると考えています。他自治体の情報を集めながら方法を検討していきます。

会長 ほかにいかがですか。

A 委員 保護樹木を指定する条件として、適切な維持管理が行われていること、健全な生育が長期的に見込まれること、そして、周囲の建物や構造物等に損害を生じさせるおそれがないものを所有者の申請に基づき、指定すると定められています。

 この「周囲の建物や構造物等に損害を生じさせるおそれがない」とは、どのように判断をされているのかを教えてください。

事務局 建物や構造物に近接している場合では、根の部分に着目しています。根が持ち上げる力というのは、人間の想像を超えるような力であり、コンクリート構造物でも押し上げて破損させます。例えば、隣地との境界に樹木があった場合、根によって隣地のブロック塀や擁壁を破壊してしまうおそれがあり、その結果、伐採につながるケースが考えられます。そのため、申請があった場合には、現場調査をし、そのような影響がないかを判断して、保護樹木に指定する流れになっています。

A 委員 隣地に対する影響という点で判断していると理解しました。

 例えば 8 番について写真を見ると、建物に近いと思いますが、この建物への影響はないと判断をして、今回、保護樹木として指定したということですか。

事務局 この建物は樹木所有者の建物であること、また、ヒマ
ラヤスギは根が比較的、下方向に伸びることから、これ
は樹木として長く保全されると判断し、申請に基づいて
指定したものです。

会長 ほかによろしいですか。
 続いて、「(2)保護樹木の指定解除」について、説明をお
願いします。

事務局 前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定解除は5か所、
6本です。

 1番は、高松1丁目の私有地内のケヤキです。理由は、
敷地内の家の増築です。

 2番は、豊玉上1丁目の武蔵学園のスタジイです。理
由は倒木です。

 3番から4番は、石神井台2丁目の私有地内のケヤキ
です。理由は、所有者が亡くなり、その相続に伴う土地
利用です。

 5番は、平和台4丁目の西本村稲荷神社のケヤキです。
理由は、腐朽による倒木の危険性が高いためです。

 6番は、光が丘5丁目のマンション敷地内のソメイヨ
シノです。理由は、腐朽による倒木の危険性が高いため
です。

 いずれの樹木もやむを得ず伐採となるため、指定解除
をしました。所有者には、伐採後の代替植樹をお願い
しています。

会長 何か質問、意見等がありますか。

A委員 6番は、平成30年に指定されたのが、7年間で解除さ
れてしまって非常に残念だと思います。過去の会議録を
見たところ、同じ敷地の中で5本が同時に保護樹木とし
て指定されています。他の樹木は腐朽の問題はありませんか。また、腐朽した背景を教えてください。

事務局 6番は、かなり樹勢が弱まっていたため、腐朽の状況
を診断しました。その結果、腐朽空洞率、腐朽率が53.9%
であり、倒木の危険性がありました。

A 委員 この敷地の中に、保護樹木がほかに何本あって、それらは1本も解除されていないのかも教えてください。

事務局 敷地内にある保護樹木につきましては、全部で7本です。そのうちの1本が、今回解除になりました。

会長 ほかにいかがですか。

I 委員 6番の腐朽したソメイヨシノを伐採した後の代替の植樹については、異なる樹種を考えていますか。
菌の関係で、同じソメイヨシノは植えられないと記憶しています。

事務局 サクラの腐朽によって伐採した場所は、腐朽菌がその土に残ると聞いています。それは、全く同じ場所であれば、異なる樹種であったとしても、腐朽が移る可能性があります。

つきましては、同じ場所に限らず、代替植樹のお願いをしています。

会長 ほかによろしいですか。

次第6、その他になりますが、何かございますか。

それでは、これをもちまして本日の案件は全て終了いたします。

最後に、次回の日程について、事務局からお願いします。

事務局 次回の緑化委員会の日程は、10月下旬を予定しています。詳しい日程につきましては、決まり次第、お知らせします。

会長 それでは、以上をもちまして、第177回練馬区緑化委員会を閉会します。